

■自動送金規定

1 自動送金の取扱い

自動送金は、総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。）（以下「総合口座」といいます。）の加入者（以下「払出加入者」といいます。）が当行所定の方法により指定した時期に指定した他の総合口座に継続して当該払出加入者の総合口座の預り金の状況に応じて当該払出加入者があらかじめ指定した金額に相当する預り金を振り替えてする電信振替の取扱いです。

2 自動送金の基準

自動送金の時期及び金額は、次のとおりとします。

- ① 自動送金の時期は、払出加入者が指定する日とします。
- ② 自動送金の金額は、払出加入者の総合口座の現在高（通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。次条において同じとします。）の現在高を含みます。以下この条及び第8条第4項において同じとします。）の状況に応じて当該払出加入者が指定する金額とします。この場合、当該総合口座の現在高については、通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）又は通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）の証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）で、その預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下この②において「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過していないものに表示された金額は除きます。
- ③ 自動送金の料金を払出加入者が負担する場合における②及び第8条第4項の適用については、当該払出加入者の総合口座の現在高から当行所定の料金を控除した額を現在高とみなします。

3 利用の申込み

払出加入者が、自動送金を受けようとするときは、当行所定の書類に利用開始日、自動送金の時期及び金額、利用終了日（指定する場合に限りです。）その他必要事項を正確に記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳（第6条及び第8条第1項において「通帳」といいます。）を添えて当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（第6条、第8条第1項及び第11条第1項において「本支店等」といいます。）に提出してください。

4 自動送金

当行は、前条の当行所定の書類に記載された自動送金の内容（第6条の届出があった場合には変更後の内容）に従って、振替金に相当する預り金を払出加入者の総合口座か

ら払い出し、払出加入者が指定する総合口座に受け入れます。この場合、払出書の提出は必要ありません。

5 料金

自動送金については、当行所定の自動送金の料金を次によりいただきます。

- ① 受入加入者（振替金を受け入れる総合口座の加入者をいいます。以下この①及び第8条第3項において同じとします。）から料金を負担する旨の申出があった場合は、当該受入加入者の総合口座の預り金から控除することによりいただきます。
- ② ①以外の場合は、払出加入者の総合口座の預り金から控除することによりいただきます。

6 利用内容の変更の届出

払出加入者が、自動送金の時期若しくは金額又は利用終了日（指定した場合に限ります。）を変更しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて本支店等に届け出てください。

7 取扱いの終了

自動送金の取扱いは、第3条の当行所定の書類に記載された利用終了日（前条の届出があった場合には変更後の利用終了日）の経過をもって終了します。

8 利用の廃止等

- (1) 払出加入者が、自動送金の利用を廃止しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて本支店等に届け出てください。
- (2) 払出加入者の総合口座の解約の請求があった場合又は払出加入者の総合口座について振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により解約とされた場合は、前項の廃止の届出があったものとして取り扱います。
- (3) 受入加入者の総合口座の解約等の事由により自動送金ができなかつたときは、当行は自動送金の利用を停止し又は廃止することができるものとします。
- (4) 総合口座の現在高の不足により、自動送金が継続して1年間できなかつたときは、当該期間経過後自動送金はいたしません。

9 印鑑照合

自動送金に関する手続に使用された書類の印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそれにより生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社は責任を負いません。

10 規定の適用

自動送金には、この規定のほか、「振替規定」が適用されます。ただし、振替規定第

6条（特殊取扱）及び第8条（電信振替の請求の取消し）の取扱いはいたしません。また、振替規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

11 規定の改定

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等及び日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成29年1月4日から実施します。